

監査公表第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和6年4月12日

新城市監査委員 夏目道弘
新城市監査委員 中西宏彰

監査種別

財政援助団体等監査（公の施設の指定管理者監査）

監査結果の措置対象

新城市作手高齢者生活福祉センター虹の郷の指定管理者 社会福祉法人新城市社会福祉協議会
所管部課 健康福祉部高齢者支援課

監査結果報告年月日

令和6年3月5日

監査結果に対する措置通知年月日

令和6年4月5日

講じた措置等の内容

【健康福祉部高齢者支援課】

《意見1》

建物の老朽化については、利用される高齢者に配慮の上、長期的な計画を立て、施設の運営に支障が無いよう適切な対応をしていただきたい。

《検討状況》

これまでも、指定管理者と協議する中で計画的な修繕工事等は随時行っています。今後も引き続き指定管理者と協議を行い、施設の利用者に影響がないよう配慮しながら計画的な施設の修繕、運営に努めます。